

産業建設常任委員会調査報告書

(平成23年3月定例会)

1 調査事件

農業振興について

2 調査目的

稲作を中心としてきた本町の農業経営は、従事者の高齢化・後継者不足により農家数も減少し、また、米価の下落もありその厳しさを増している。実りある農業経営を実現するため、農業の現状を踏まえ、施策の検証を行い、今後の農業振興のあり方について調査を行うこととし、特に以下の3項目について農家所得向上を目指し、調査を行った。

- (1) 複合経営の充実・強化
- (2) 6次産業化の推進
- (3) グリーン・ツーリズムの推進

3 調査経過

平成22年 7月 29日	(協議会)
平成22年 8月 6日	(協議会)
平成22年 8月 19日	(協議会)
平成22年 9月 9日	(会期中)
平成22年 9月 15日	(会期中)
平成22年 9月 27日	
平成22年 10月 13日	(農産物交流施設「風車市場」視察調査)
平成22年 10月 19~21日	(北海道長沼町、芦別市、農林水産省視察調査)
平成22年 11月 5日	
平成22年 11月 15日	
平成22年 11月 24日	
平成22年 12月 1日	
平成22年 12月 2日	
平成22年 12月 21日	(会期中)
平成23年 1月 13日	
平成23年 1月 20日	(庄内町グリーン・ツーリズムの会、グリーン・ツーリズム教育旅行等実行委員会との意見交換) (産直あぐり視察調査)
平成23年 1月 27日	(余目町農業協同組合加工施設視察調査)
平成23年 2月 3日	
平成23年 2月 10日	
平成23年 2月 16日	
平成23年 2月 17日	

4 調査結果

[現況]

平成 21 年夏の政権交代により、国の農業振興策が大きく変化した。特に平成 22 年 3 月に発表された「食料・農業・農村基本計画」には、食料自給率の向上に向けた取り組みや、40 年余り続けてきた米の生産調整への反省に立った政策転換の必要性を受け、戸別所得補償制度の導入や 6 次産業化による活力ある農山漁村の再生など、新たな政策が盛り込まれている。また、平成 22 年 8 月末に示された 23 年度農林水産省の骨子案では、戸別所得補償制度の本格実施も明らかになり、関連対策を含めた予算総額では 9,100 億円の概算要求が示された。特に戸別所得補償制度は 22 年度からモデル導入となった「米」をはじめとして（別表：庄内町水田農業推進協議会「平成 22 年度戸別所得補償制度モデル対策のあらまし」参照）、23 年度からは「小麦」「大豆」などの畑作物にも拡大が予定されている（別表：23 年度概算要求資料、参考 1、2、3 参照）。さらに政府は、平成 22 年 11 月 9 日 TPP（環太平洋経済連携協定）について「関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。菅直人首相は経済連携推進と農業再生の両立を掲げた基本方針を全閣僚に指示したが、農業団体からの反発が強い。この背景には、TPP 参加後の食糧自給率向上の具体的な方針を示していないことや、農家の不安に対し具体的な対策を示すことができない政府への大きな不満がある。TPP 交渉に参加するかどうか判断する時期については、首相を議長とする農業改革推進本部が農業対策を取りまとめる平成 23 年 6 月ごろになるとの見通しがあるが、食料・農業・農村について国民的議論の広がりが強く求められている。

このようななか、本町の基幹産業である農業は、稲作を柱に発展してきたが、米の消費低迷、産地間競争の激化など米をめぐる情勢は厳しいものとなっている。さらに、農業者の高齢化、後継者不足、農業生産額の低下により、農家数等が減少しており、農業生産活動に困難をきたすようになっている。これら農業の概要数値は別表「庄内町農業統計」「米穀の年産別落札銘柄平均価格の推移」「自主米年間平均入札価格の推移」「庄内米（はえぬき）概算金（仮渡金）の推移」の通りである。

（1）複合経営の充実・強化

本町では「日本一のおいしい米の里づくり」と「日本一品質の高い花づくり」の 2 本柱を基本として、意欲ある農家が農業を継続できる環境を整えるとともに、市場競争力の強い産地形成を進めている。

「日本一のおいしい米の里づくり」ではスペシャルコシヒカリの栽培マニュアルを作成し農家へ提供している。新品種「つや姫」では食味の優位性とブランド力を確保するため、栽培マニュアル、栽培面積の限定化を図り、高単価に結び付けている。

一方、「日本一品質の高い花づくり」では、平成 30 年の販売目標額を 10 億円と

して、平成 20 年 3 月に策定した「庄内町花き振興計画」によってさらなる作付け拡大を目指し、ハウス等の施設整備への補助を拡大している。花き販売実績をみると、平成 19 年度では約 4 億 3,000 万円あるものの、平成 21 年度では約 3 億 6,000 万円と減少している。くわえて、花き生産農家は家族労働の限界に達しているうえ、初期投資の負担も大きく、収益性の高い品種への転換が求められている。さらに、平成 22 年産米の概算金の急激な落ち込みは予想を超えるものであり、そのため野菜も含めた多角的な複合経営に取り組む時期にきている。

(2) 6 次産業化の推進

国では雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の 6 次産業化を図ろうとしている。

本町では以前から、餅・きな粉・しそ巻きなどの加工販売に取り組んできた。特に余目町農業協同組合では、平成 7 年より本格的に加工事業に参入し、平成 21 年度売上が 1 億 2,000 万円に達している。中心施設「味のひまわり」では約 3,500 万円の機械設備投資を行い、県内に弁当・おにぎりを配送し、年間うるち米・もち米それぞれ 2,500 俵加工している。施設で利用する特別栽培米には 1 俵 60 kg当たり 1,000 円を加算し買い入れ、農家の所得向上を図っている。

その他にも、町内には加工所として「(有) 米シスト庄内」など 3 つの組織と、「はらぺこファーム」など 5 個人があるが、家内加工的な色合いが強く、全町的な広がり、底辺の拡大には繋がっていない。その要因としてハード面では加工施設・機械設備の整備不足、ソフト面では販路確保、PR 不足などがあげられる。

一方、町内には「駅前ふれあい朝市」など 6 つの産直組織があり、町有の農産物交流施設「風車市場」では指定管理者制度を導入し運営されているが、売上げは平成 16 年度 2,836 万円をピークに下降し、平成 21 年度は 1,465 万円まで落ち込んでいる。また、会員数も最大 42 名から 9 名まで減少するなど経営的には厳しく早急な改善が必要であった。そこで、平成 22 年 10 月 25 日より総括マネージャーを配置し、22 年 12 月からは新たに経営計画を策定し経営改善に取り組んでいる。

(3) グリーン・ツーリズムの推進

近年、地域資源・地域条件を活かした特産品の提供や、農村と都市との交流促進を図るグリーン・ツーリズム事業が広がりを見せている。

特に視察調査を実施した北海道の長沼町では、平成 22 年度 4,598 名（予約含む）の実績を上げるなど、町の一大事業に発展している。この要因として、グリーン・ツーリズムの目的である「自然とふれあい、人間関係のあり方を学ぶ」ことを基本に据えながら、受け入れ体制の充実、安定した所得確保、メニューの豊富さ、安全管理の徹底等をあげることができる。また、大手旅行会社が自主的に企画・PR 活動に取り組むなど、官・民一体となった協力体制が構築されていることも大きな要因となっている。

本町でのグリーン・ツーリズムの取り組みをみると、平成19年11月に設立したグリーン・ツーリズム教育旅行等実行委員会は、現在会員が56名で21年度は多賀城市立第二中学校（124名）、東北高校（34名）、大阪府立大手前高校（70名）を受け入れている。また、平成19年5月に設立された庄内町グリーン・ツーリズムの会は現在会員が8名で、平成21年度には秋の味覚収穫及び加工体験ツアーや龍神街道スノーアートフェスティバルなどのイベントを行っている。さらに、22度からは観光コーディネーター、観光専門員を採用し観光協会でも取組みが始まったが、行政・町民・業者間の関与のあり方など整理すべき課題がある。

（4）本町の農業施策に関する主な事業

- ア やる気の農業者支援事業補助金（町単・継続） 予算額 600千円
- ・対象者 認定農業者、新規就農者、経営改善に意欲のある農業者、会則を備え活動実績のあるグループ
 - ・対象事業 生産、流通、販売、経営等に関する研修事業、消費者との交流事業、新品種及び農産加工の新技術の研究開発等を図る事業、規模拡大を図る事業（不動産の取得は除く）、新規就農者が実施する研修事業、新規就農者を育成確保する事業
 - ・補助内容 事業費の50%以内とし、年額200千円を上限とする。

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
3件	8件	7件	7件
223,000円	567,000円	695,000円	484,946円

- イ 農業共同施設機械等導入事業補助金（町単・継続） 予算額 800千円
- ・対象事業 活動実績のある営農集団又は共同利用組合が構成員の共同利用を目的として農業用の施設又は機械等を導入する事業
 - ・補助内容 事業費の10%以内

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1件	3件	5件	5件
56,000円	300,000円	1,066,000円	462,000円

- ウ 園芸産地拡大強化支援事業補助金（町単・継続）
- 園芸作物生産用ハウスの新規導入又は拡大に事業費の3分の1以内で補助する。
(JAの支援制度を受ければ2分の1の補助になる。)
(平成22年度に始まった山形県の支援制度を活用すると4分の3の補助になる。)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
6棟	12棟	34棟	24棟
4,951,000円	6,942,000円	24,341,000円	28,442,000円

エ 施設園芸周年化拡大事業補助金（町単・継続） 予算額 1,000 千円

園芸作物栽培の周年化を図る農家に対して、各種設備費用の 15%以内で補助する。

平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
19 件	10 件	11 件	9 件
651,000 円	525,000 円	384,000 円	750,000 円

オ 園芸農業実践研修事業補助金（町単・継続） 予算額 2,805 千円

- 施設園芸を目指す農業後継者または新規に施設園芸を目指す農業者の先進農家の研修に対し支援する。50,000 円（月額）
さらに視察への補助もある。

平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
3 名	2 名	1 名	3 名
908,000 円	978,000 円	450,000 円	350,000 円

- 家族で U ターン就農者等への加算措置（該当者なし）

扶養加算 2 万円/人（月額）
家賃加算 4 万円（月額）

カ 庄内町野菜等価格安定対策事業への負担金 予算額 1,564 千円

保証基準価格を下回った場合に、その差額の 80% に出荷数量を乗じた金額を交付する。

- 対象品目：9 品目
(椎茸、ほうれん草、にら、トルコギキョウ、スプレー菊、えだまめ、オクラ、うるい、ミニトマト)
- 町の負担金：生産者負担金及び農協負担金（販売額の 100 分の 0.5）と同額

キ 山形県野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業への負担金 予算額 262 千円

山形県青果物生産出荷安定対策基金協会が実施する野菜と花きの価格安定事業

- 庄内町の対象品目：2 品目（ねぎ、ストック）
- 負担金の割合：町 10%、県 50%、生産者 35%、農協 2.5%、全農 2.5%

ク 農業生産環境保全助成事業（町単・継続） 予算額 210 千円

農業用使用済プラスチック等の適正処理を実施した農家に対し、管内農協を通して 1 kg 当たり 3 円を補助する。

ケ おいしい米づくり推進計画の推進（継続）

(ア) おいしい米づくり推進委員会

生産者、農業関係団体等の密接な連携のもと、高品質・良質米の産地として売れる米づくりを目指し「おいしい米づくり推進計画」の円滑な推進を図る。

- 構成員：町、両農協、農業委員会、認定農業者の会、生産組合連絡協議会、

おいしい米づくりプロジェクトチーム

(イ) 第4回あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテストの開催

予算額 500 千円

関係機関で実行委員会を組織し開催する。

開催日：平成 22 年 11 月 27 日

これまでの経過

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
出点数	269 点	303 点	351 点	438 点
審査員登録	284 名	303 名	294 名	451 名
開催日	12 月 1 日	11 月 29 日	11 月 28 日	11 月 27 日

コ 庄内町農産物首都圏 P R 事業の実施

関係機関で実行委員会を組織し実施する。

東京庄内会や首都圏の町関係者及びマスコミ等を対象に、枝豆を中心とした町の農産物の試食会を開催し、庄内町の農産物のファンづくりを進める。

開催日：8 月 29 日

サ 第 2 種苗センターの増設事業（農山漁村定住・交流活性化交付金）

事業費 340,345 千円

・花き生産のさらなる産地化を図り、良質種苗の供給推進のための施設拡充

(なお、国の財政事情等により、22 年度、23 年度の 2 カ年事業に変更した)

シ 堆肥生産センター運営事業

予算額 16,186 千円

家庭からの生ごみと畜糞・穀殼を利用して堆肥を生産し、環境にやさしい環境保全型農業の推進と資源循環型社会の形成を目指した事業、施設及び設備機器等の維持管理業務は町が直営で行い、堆肥生産及び販売業務については「堆肥生産センター運営委員会」が行う。

(単位: t)

年 度	生産量	出荷量	生ゴミ 収集量	原料投入量				散布 利用
				生ごみ	畜糞	穀殼	BMW(ℓ)	
平成 19 年度	1,322	1,370	559	513	753	430	4,120	1,154
平成 20 年度	1,330	1,588	587	541	818	399	4,140	1,244
平成 21 年度	1,511	1,380	543	496	798	515	3,800	1,140

ス 農産物交流施設「風車市場」運営事業

農産物交流施設指定管理委託料 1,300 千円

・地域産業の振興策の一環として、生産者の顔が見え、安全・安心な地場産農作物を販売する「風車市場」を支援

セ グリーン・ツーリズム推進事業

予算額 262 千円

- ・地域資源を活かした観光交流機会の創出や、「農村と都市の交流」推進と開発に支援

ソ 関連施策

(ア) 農地・水・環境保全向上対策事業（国、県、町・継続）

予算額 84,486 千円

- ・19年度より実施され、平成22年度実績として「共同活動」78組織 220,998千円、「営農活動」では92,566千円が交付されている。また、21年度の繰越金は「共同活動」で80,824千円であった。

※各表にある平成22年度の数値は平成23年2月16日現在のものである。

[課題]

(1) 複合経営の充実・強化

稻作中心からの転換（所得向上に向けた複合経営のあり方、方向性）

(2) 6次産業化の推進

ア 農産物の低価格競争が続くなか、生産のみならず加工販売まで含めた6次産業化の推進

イ 農産物直売所「風車市場」の経営改善

(3) グリーン・ツーリズムの推進

所得向上も視野に入れた農村と都市との交流、体験型農業の推進

(4) 本町の農業施策に関する主な事業の拡充

[意見]

(1) 複合経営の充実・強化

稻作中心からの転換（所得向上に向けた複合経営のあり方、方向性）

ア 平成23年度から本格実施予定の戸別所得補償制度については、その内容把握と理解を深められるように十分な説明を行い、所得向上に繋がる意識改革を進める必要がある。

イ 「つや姫」を中心として、将来的な産地間競争に向け、スペシャルコシヒカリ栽培マニュアルを活かした庄内町としての独自ブランド化、販売戦略の充実、作付け誘導・拡大を推し進めるべきである。

ウ 規模拡大は重要であるが、経営の効率化を進めるためには、個々に合った適正規模や農業機械の有効利用などを進め、農地の集積、作業委託などによる効率化、生産コストの低減を図るべきである。

エ 農業所得の向上に繋がる転作大豆の収量増収を実現するため、プロジェクトチームによる栽培マニュアルを確立すると共に、団地化の推進や排水対策支援を行うべきである。

オ 地域振興作物、重点振興作物に加え、新規作物を導入した産地化を推進するた

め、町として専門的な指導者を配置し、きめ細かな支援体制を構築すべきである。
カ 花き生産では、販売数量は増加しているものの販売金額は減少している。より収益性の高い品種へ転換すべきである。

(2) 6次産業化の推進

ア 農産物価格の低迷が続くなか、生産のみならず加工販売まで含めた6次産業化の推進

(ア) 加工直売等に取り組む人を増やすために、県での創意工夫プロジェクト事業や、農商工ファンドなどの事業のPRに努めると共に、相談窓口の開設を検討すべきである。

(イ) 本町は付加価値を高めるための加工の取り組みが遅れている。町として加工所整備に向けての調査をすべきである。

イ 農産物直売所「風車市場」の経営改善

(ア) 平成22年10月25日より配置した総括マネージャーを中心に、22年12月に策定した農産物直売所「風車市場」経営計画を基に経営改善に取り組んでいるが、会員拡大などそれぞれの目標が早期に達成できるよう努力すべきである。

(イ) 本町に農家レストランがないことから、地元産食材を活用した例えば「もちレストラン」のような米加工品の販売をするなど、利用者のニーズに合わせて施設内の食堂をリニューアルすべきである。

(3) グリーン・ツーリズムの推進

所得向上も視野に入れた農村と都市との交流、体験型農業の推進

ア グリーン・ツーリズム教育旅行等実行委員会と庄内町観光協会は早期に統合を図るべきである。

イ 受入れ農家の拡大と組織強化を早急に図るべきである。そのためには、意識改革に取り組むことが重要であり、これまで以上に周知活動に力を入れるべきである。また、地域特徴を活かしたメニューの開発など、より農家が受け入れしやすい環境を作るべきである。

ウ 平成21年12月定例議会でグリーン・ツーリズムについて「今後交流人口の拡大をはかることからも受け入れ体制の整備が必要であり、観光協会と町が両輪となり推進すべきである。受け入れ窓口、事務局は観光協会が担い、顧客の利便性や情報管理の一元化をする必要がある」と提言している。引き続き観光コーディネーター、観光専門員を中心とした推進を図るべきである。

(4) 本町の農業施策に関する主な事業の拡充

ア 「あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト」では、スペシャルコシヒカリの栽培マニュアルと比較できる、詳細な情報の提示を求めるべきである。

イ 農地・水・環境保全向上対策事業は平成23年度で最終年度となっている。交付金を有効に活用するため、主要事業は秋まで終了できるように町で丁寧な指

導をすべきである。

- ウ 堆肥生産センターは老朽化の対応と合わせ、施設の拡充を図るべきである。
- エ 町長が提唱している「ハウス団地構想」の具現化を図るべきである。
- オ 23年度導入予定である「戸別所得補償制度」の「産地資金」については、国の動向を見据え、「花」を重視した取り組みなど、町の特性を活かした内容にすべきである。
- カ 「庄内町野菜等価格安定化対策事業」は保証基準価格が低いため、活用されにくい。保証基準価格を見直すべきである。

平成22年度戸別所得補償制度モデル対策のあらまし

庄内町水田農業推進協議会

別表1

米①モチル事業		農業力向上事業	
作物	大豆 玉ねぎ	新規需要米 米粉用米・ 飼料用米・ バイ燃料用 米・WCS福 祉	そば 花卉
収穫・出荷を条件とします	35,000円 (過去実績) 4,000円 (黄ゲタ)	35,000円 23,000円 3,000円 20,000円 14,000円 20,000円 10,000円 10,000円 24,000円 20,000円 10,000円 20,000円 15,000円	35,000円 20,000円 10,000円 10,000円 20,000円 10,000円 10,000円 20,000円 10,000円 20,000円 10,000円 10,000円 20,000円 15,000円
付対象者	県単価 新規需要米 米粉用米・ 飼料用米・ バイ燃料用 米・WCS福 祉	新規需要米 米粉用米・ 飼料用米・ バイ燃料用 米・WCS福 祉	新規需要米 米粉用米・ 飼料用米・ バイ燃料用 米・WCS福 祉
収穫・出荷を条件とします	35,000円 (過去実績) 4,000円 (黄ゲタ)	35,000円 23,000円 3,000円 20,000円 14,000円 20,000円 10,000円 10,000円 24,000円 20,000円 10,000円 20,000円 10,000円 20,000円 15,000円	35,000円 20,000円 10,000円 10,000円 20,000円 10,000円 10,000円 20,000円 10,000円 20,000円 10,000円 10,000円 20,000円 15,000円

詳細については、庄内町農林課企画係(☎42-0168)、または、余目町農協(☎45-1505)、庄内がわ農協新余目支所(☎42-1515)、立川支所(☎56-2077)にお問い合わせください。

庄内町農業統計

別表2

区分	H12		H17		H22	
面積 (ha)						
総土地面積	24,926		24,926			
耕地面積	5,942	24%	5,872	24%		
林野面積	15,791	63%	15,759	63%		
人口 (人)						
総人口	25,489		24,677			
老齢人口	6,386	25%	7,012	28%		
就業人口 (人)						
第1次産業	1,563	12%	1,626	13%		
第2次産業	5,077	40%	4,021	33%		
第3次産業	6,147	48%	6,488	53%		
合計	12,787		12,135			
世帯数 (世帯)						
総世帯数	6,655		6,756			
農家数	1,853	28%	1,585	23%		
林家数	385	6%	352	5%		
主副業分類(販売農家) (戸)						
主業農家	565	48%	510	35%	451	26%
準主業農家	565	48%	452	31%	362	21%
副業の農家	605	52%	489	34%	354	20%
合計	1,735		1,451		1,167	
専兼業分類 (戸)						
専業農家	79	7%	119	8%	149	9%
第1種兼業農家	556	48%	503	35%	396	23%
第2種兼業農家	1,100	94%	829	57%	622	36%
合計	1,735		1,451		1,167	
経営耕地規模別農家数 (世帯)						
3.0ha未満	1,098	90%	841	53%	530	29%
3.0~5.0ha	441	36%	387	24%	296	16%
5.0~10.0ha	284	23%	297	19%	300	16%
10.0~30.0ha	30	2%	60	4%	84	5%
30.0ha以上					5	0%
合計	1,853		1,585		1,215	
農家人口 (人)	9,511		7,236			
男	4,689		3,548			
女	4,822		3,688			
農業就業人口 (人)						
15歳~19歳	61	3%	65	3%		
20歳~29歳	34	2%	46	2%		
30歳~39歳	102	5%	51	2%		
40歳~49歳	311	17%	181	8%		
50歳~59歳	491	26%	515	21%		
60歳~64歳	370	20%	308	13%		
65歳以上	1,166	62%	1,235	51%		
合計	2,535		2,401		1,869	
平均年齢	60		62.2		63.8	

区分	H12	H17	H22
基幹的農業從事者数 (人)	1,348	1,439	
男	941	972	
女	407	467	
認定農業者 (人)		582	590
40歳未満		22	22
40~49歳		106	98
50~59歳		256	249
60~64歳		138	160
65歳以上		60	61
経営耕地面積 (ha)	5,362	5,308	
田	5,236	5,212	
畠	105	80	
樹園地等	21	16	
販売目的の作物作付面積 (ha)			
水稻	4,065	3,910	
小麦	4	0	
大豆・小豆等	292	732	
そば	21	97	
野菜	34	32	
花卉	29	23	
果樹	22	14	
その他	172	2	
畜産・養蚕 (頭)			
乳用牛	331	400	
肉用牛	288	272	
豚	7,850	4,797	
農業産出額 (千円)	907	850	
米	646	584	
麦	0	0	
豆類	21	12	
野菜	45	43	
花	27	21	
畜産	164	187	
生産農業所得 (万円)	290	305	※305
	*H7年443万円		※この所得は認定農業者の所得を平均したもの

*「2000年、2005年、2010年農林業センサス」を参考

*「2010年農林業センサス」は速報値を参考

*空欄は、未発表又は調査していない項目

●米穀の年産別落札銘柄平均価格の推移

別表3
(単位:円/60kg)

7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
20,204	19,806	17,625	18,508	16,904	16,084	16,274	16,157	21,078	15,711	15,128							
包装代等込み価格												16,660	16,048	15,731	15,075	16,099	15,610
		(米穀安定供給確保支援機構資料より)															

注1: 18年産から、公表価格には包装代(紙袋)、拠出金、消費税を含めているため、16、17年産についても包装代等を計上した価格を参考表示している。

注2: 21年産の価格は、平成22年7月末時点の暫定値

注3: 価格は17年産までが銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、18年産以降は銘柄ごとの前年産検査数量ウエイトで加重平均した価格

資料: コメ価格センター入札取引結果を基に作成

●自主米年間平均入札価格の推移

(単位:円/60kg)

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
20,745	19,456	18,895	17,751	18,761	16,480	15,653	15,830	15,454	20,780	15,235	14,829	14,426	13,404

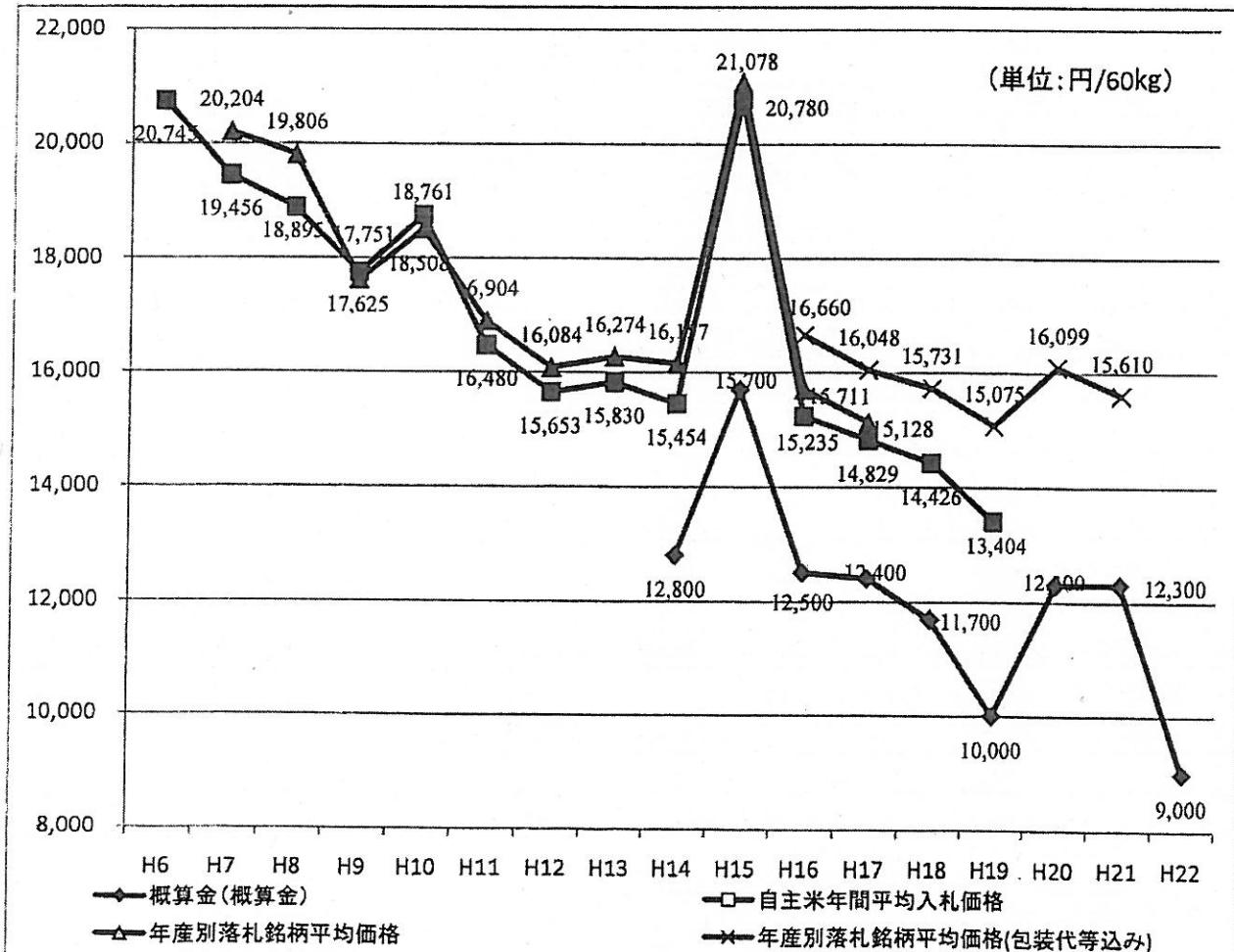
《米に関する資料平成22年4月 山形県農林水産部県産米改良協会連合会資料より》

●庄内米(はえぬき)概算金(仮渡金)の推移

(単位:円/60kg)

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
12,800	15,700	12,500	12,400	11,700	10,000	12,300	12,300	9,000

注1: 16年度までは自主流通米、17年度からは民間流通米の概算金



[視察調査報告(参考資料)]

視察地 北海道長沼町

1 観察年月日 平成 22 年 10 月 19 日

2 観察の目的

政権交代により農業政策は減反による産地作り交付金から米の需給調整による戸別所得補償モデル事業へ変革された。これに伴い所得向上が期待されたが米価下落が一段と激しく、農業存続が危惧される。本町においても従事者の高齢化、後継者不足、農家数も減少しその厳しさを増している。実りある農業経営を実現するため農業所得、専業農家数等 本町を上回る先進地事例の調査を実施した。

3 観察地の概況

- ① 人口 12,043 人(平成 22 年 8 月末現在)
- ② 世帯数 4,974 世帯
- ③ 面積 168.36km²
- ④ 財政規模 7,308,000 千円(平成 22 年度一般会計当初予算)
- ⑤ 農業現況 農家数 862 戸
 - 農業人口 4,235 人
 - 水田面積 9,120ha
 - 水稻面積 3,150ha
 - 転作面積 5,970ha
 - 平均反別 10.6ha

長沼町は、石狩平野の南東部にあり札幌市から東に 32km の都市近郊に位置し、町域は、東西に 15.5km、南北に 21.1km、地勢は概ね平坦であるが東側を南北に連なる標高 100~290m の馬追丘陵が貫き、長沼町の郷土景観の骨格となっている。また、北側を夕張川、北西側を旧夕張川が流れしており、さらに千歳川と合流して他市町との境界を形成しており、大消費地である札幌市や空の玄関口千歳空港に近いことから、生活や産業には恵まれた立地条件にある。開拓は、岩手県水沢市からの入植によって、明治 20 年に始まり、開拓の先人達は密生する原生林を切り開き、農地拡大を目指して心血を注ぎ、明治 22 年には初めて稻作を成功させ、今日の米どころ長沼の基礎を築いている。夕張川と千歳川の流域に広がる低地帯を中心とした農地は、長沼町の約 70% (耕地面積 11,500ha) を占め、その 80% (水田面積 9,120ha) が水田となっている。平坦な地形は農作業上の効率を高めているが、反面内水の滞水による水害が発生し、恒久的な治水対策が余儀なくされている。長沼町の農業は米作を基幹として発展を図り、大規模な稻作専業経営が展開されてきたが、米の需給過剰等から転作率が高まり現在では稻作 3 畑作 7 の割合になっている。

4 取り組みの現況

町のおもな取り組みは、農地・水環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払事業、排水事業である。長沼町の特色ある取り組みは長沼町水田農業推進協議会の長沼町水田農業ビジョンに見られる。

(1) 北海道ブランド米「ゆめぴりか」

「ゆめぴりか」の栽培は、道南、後志、日高、胆振、石狩、空知、留萌、上川の7地域。つまり、全道の米産地のほとんどで行われている。課題は、産地によって気候や土壌条件が異なる中で、「ゆめぴりか」の最大の武器であるおいしさを、いかにして守るか。そこで生産者からなる各地域の協議会が結束し、さらに北海道、JAなど が加わり、「北海道米の新たなブランド形成協議会」が結成された。同協議会では、「種子更新率100%」「栽培適地での生産」「暫定的なタンパク含有率基準」をはじめとする全道統一の取り組みを定めている。「ゆめぴりか」の特徴は味を左右するアミロースが低く粘りがある。タンパク質も比較的に低いため炊き上がりが柔らかく、つやがある。粒が厚いため選別時の歩留まりがよく、収量性が高い。北海道米の将来を担うエースとして期待されている。作付面積5,300ha(北海道の水田の約6%)収穫量 25,000t(見込み)長沼町としては単品ブランドとして100ha作付け、従来の品種はブレンド米として売り込んでいる。

(2) ながぬま健康米

北海道クリーン農産物表示制度「YES ! Clean認証米」平成2年より栽培基準を統一し、栽培履歴が明確な米を提供(500~600t)している。

(3) 小麦

長沼産の小麦生産は秋小麦「ホクシン」で 99%となっている。麵適正の高い良質小麦生産のため、共同施設での比重選別作業や品質評価基準の事前確認等によって、1等麦率は年々向上し、18 年産においては 99%となった。しかし平均収量は10a 当たり7俵程度で、小麦本格化のために、適期播種と適正播種量、透排水性改善対策や赤カビ病対策、適期収穫などの基本技術徹底のほか大豆間作技術の向上、堆肥や緑肥作物を利用した土作り、合理的な輪作体系等により、10 俵どり、1等麦 100%を目標に取り組んでいる。小麦面積 2,510ha 小麦生産量 12,300tである。

(4) 大豆

大豆は、所得率を向上するため5俵どりを目標として生産技術対策を行ってきたが、収量性が向上しないことから緊急増収プロジェクト「だいいず 300」チームを結成し、低収要因の解析、現状技術の課題解決を行い、栽培技術の高位標準化に取り組んでいる。長沼産大豆は大豆面積 1,700ha(全国1位)大豆生産量 4,430t(全国1位)の産地になっている。10a 当たり収量は 180kg~480kgと幅があるが平均で 260kgと高水準にある。

(5) 小豆

小豆は畑作の適正な輪作を計る上で重要な位置付けにある。需給環境を的確に把握し、計画的な作付けを基本に品質向上を図り、契約栽培を進めている。

(6) 野菜

野菜は、長沼町農業の安定的な発展を図るために主要な品目として気象・土壤条件等を活かした計画的な生産を行い、消費の多様化や加工・業務用需要の拡大に応じた

安全・安心で良品質生産に向けた産地づくりに取り組んでいる。特に重点3品目(玉葱、ばれいしょ、長ネギ)重点拡大5品目(トマト、かぼちゃ、ブロッコリー、りんどう、スプレー菊)推進7品目(グリーンアスパラガス、さやいんげん、きゅうり、いちご、白菜、大根、スイートコーン)を、それぞれ品目ごとの販売戦略と普及センターによる指導体制で、栽培技術の高位標準化を図っている。

(7) 花卉

花卉は、冷涼な気候を活かし戦略的品目として振興を図っているが、全国的な生産拡大や輸入増加、品目、品種の多様化が進み産地間競争が激化している。こうしたことから、需要動向を十分見極め、立地条件にあった品目と作型の選定、統一出荷規格の推進、低コスト・省力化技術の確立と栽培技術の高位標準化、生産・出荷の合理化を進め、施設型はスプレー菊、露地型についてはりんどうを基幹品目として、他産地を凌駕する高品質・ロット確保による産地間競争力を高めている。

(8) 担い手の明確化と将来の育成方向

長沼町における担い手の定義は、

ア 認定農業者 (農業所得 概ね480万円)

イ 営農意欲があり地域農業を支える農業者とする。

(ア) 今後とも農業を継続しようとする意思のある者

(イ) 青色申告を行うなど、認定農業者を目指す者

優れた経営・技術能力を有し農業生産の発展を支える中核的な農業者層と、生産はもとより農地や地域資源・環境の保全や農村社会の維持など地域農業を支える農業者層とし、認定農業者である中核的経営体は長沼町農業生産の主軸となることから、担い手として意欲と資質が確保されるよう適切な制度運用により、積極的に支援している。

(9) 直売所

長沼町には北長沼水郷公園直売所、夢きらら直売所、マオイ遊来らんど直売所、西長沼ポケットパーク直売所、道の駅マオイの丘公園直売所、舞鶴スポーツ公園直売所の代表的な6施設がある。地元の新鮮で安心、安全な野菜を提供している。珍しい野菜はコリンキー、アラジン、ゴーヤ、白いなすび、黒トマト等があるが、高収益作物としてはブロッコリーが売れ筋である。直売所のコンセプト(概念)は「野菜は採れた日に勝負(完売)」である。町内直売所の総売り上げは次のような推移になっている。

平成 16 年度	4 億 4,335 万円
平成 17 年度	4 億 345 万円
平成 18 年度	4 億 4,648 万円
平成 19 年度	4 億 3,636 万円
平成 20 年度	4 億 5,501 万円
平成 21 年度	4 億 3,062 万円

(10) グリーン・ツーリズム事業 農家民宿・体験交流

農家民宿・体験交流とは、農家が体験者を家族の一員として迎え入れ、農業体験はもちろん、寝具の上げ下ろしや食事の準備なども一緒にを行い、生活を共にすることである。もっとも大きな目的は、参加者がこの体験を通じて、自然とふれあい、人間関係のあり方を学ぶことである。農家ではその目的達成のために、自分の子供や孫が里帰りをしてきたよ

うな気持ちで体験者に接し、農業体験の他にも、季節毎の山菜や長沼産食材を使った料理を振る舞い、自家用野菜と一緒に採って調理して食べたり、温泉に行くなど長沼町の魅力を余すことなく体験できるよう、さまざまな思い出作りのシーンを用意している。

ア グリーン・ツーリズム特区の概要

- (ア) 平成 16 年 3 月 24 日 長沼町グリーン・ツーリズム特区認定
(消防法の規制緩和) それまでは避難誘導等や通報設備の設置義務
(イ) 平成 17 年 7 月 19 日 長沼町グリーン・ツーリズム特区変更認定
(どぶろく製造の規制緩和)

イ グリーン・ツーリズム特区とは

- (ア) 農業体験型学習受入
a 札幌市内の中学校による「総合的な学習」生徒受入
b 本州の修学旅行生の生徒受入

(イ) 都市との交流事業

- a フーム・イン(農家民宿)事業の展開
b どぶろくによる都市消費者との交流

ウ 北海道チャレンジパートナー特区の概要

- (ア) 平成 18 年 3 月 31 日 「長沼町グリーン・ツーリズム推進特区」認定
a どぶろく製造や衛生管理などについて
b 特定プロジェクトチームの創設
(イ) 平成 19 年 8 月 22 日 「長沼町グリーン・ツーリズム推進特区」変更認定
a 北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置の適用
(調理場と客席の間仕切り不要。一槽シンクでも対応可能等)

エ 事業推進組織

- (ア) 平成 16 年 8 月 6 日 長沼町グリーン・ツーリズム推進協議会設立
a 町・農協等関係により、事業に携わる農家をサポートする組織 長沼町・JA 等町内 9 団体で構成
(イ) 平成 17 年 2 月 18 日 長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会設立
a 事業を実践する農家による組織で料金・メニューの決定等事業の中心を担う組織会員数: 211 戸(旅館業法取得者 166 戸)

オ 事業の実績

- (ア) 平成 17 年度
a 農家民宿(修学旅行) 1 中学校 154 名
b 農家民宿(一般) 11 名
c 農業体験、総合学習等 6 団体 860 名
(イ) 平成 18 年度
a 農家民宿(修学旅行) 4 中学校 6 高校 958 名
b 農家民宿(一般) 46 名
c 農業体験、総合学習等 7 団体 957 名
(ウ) 平成 19 年度
a 農家民宿(修学旅行) 5 中学校 10 高校 2,349 名

b 農家民宿（一般）	106名
c 農業体験、総合学習等 5 中学校 1 団体	906名
(エ) 平成 20 年度	
a 農家民宿（修学旅行） 1 小学校 10 中学校 14 高校	4,190名
b 農家民宿（一般）	38名
c 農業体験、総合学習等 6 中学校 1 団体	1,073名
(オ) 平成 21 年度	
a 農家民宿（修学旅行） 2 小学校 6 中学校 6 高校	2,223名
b 農家民宿（一般）	78名
c 農業体験、総合学習等 4 中学校 1 団体	843名

カ 安全対策などの対応

- (ア) 「長沼町グリーン・ツーリズム（農家民宿・体験交流）は、ありのままの暮らしの営みの中で行うものであり、危険を伴わない限り基本的には雨具をつけて雨天でも行うこととしている。
- (イ) 農家民宿の食事においては、食べ物アレルギー等を事前に調査の上関係者に連絡している。
- (ウ) 農家民宿においては、事前に既往症について調査し関係民泊先等に連絡している。個人のプライベート情報については十分配慮している。
- (エ) 緊急時の連絡体制や対応マニュアルを整え、農家宿泊受入者に徹底している。
- (オ) 農家宿泊においては、家族の一員として迎えるよう指導しており寝具の上げ下ろしや食事の準備も一緒にやっている。
- (カ) 農家宿泊においては、食事、入浴、トイレ、寝具などに関わる衛生面に留意するように指導しており、保健所職員による講習会を年一回実施している。
- (キ) 安全管理には、出来る限りの対策と指導をしているが、万が一の場合に備えて普通障害保険に加入している。
- (ク) 民泊先での自家用自動車に乗車の場合は当該車両の自動車保険で対応している。
- (ケ) 重大な事態が予想される既往症が見込まれる場合には、予め介護者等付き添いが必要な場合があるので事前に相談が必要である。

キ 料金

- (ア) 農家民宿（1泊2食）一般 7,350円 小・中・高生（研修学習）8,400円（体験料込み）加工体験の場合は別途材料費が必要となる。
- (イ) 農業体験 一般・小・中・高生 1,575円 加工体験の場合は別途材料費が必要となる。

グリーン・ツーリズム事業は一戸あたり 25 日～30 日位を目安に連続しての宿泊は避けている。料金等での収入は女性・高齢者等の所得に繋がりおおよそ 100 万円くらいである。

5 考 察

北海道長沼町の農業は米作を基幹作物として発展を図り、大規模な稻作専業経営が展開されてきたが米の需給過剰等から転作率が高まり、稻作と畑作の割合が3:7であり、だいたい庄内町の反対に値する割合になっている。地形的におおむね平坦だが東方に馬追丘陵があり、春にはやませの影響がある。そのため稻作に向かない地域があり畑作に移向しやすい面もあった。

農業所得向上に向けては適地、適作による栽培と合理的な輪作体系が取り組んでおり、特に大豆等は庄内町と比較すると2倍強の収穫量があり緊急増収プロジェクトの効果が見受けられる。技術面において毎年サブソイラーの天地返しは排水対策、連作障害、雑草対策等効果があり、大豆収穫前の小麦の播種も連作障害、雑草対策等効果が良く収穫量増収が所得向上に繋がっているように思われる。

北海道ブランド米「ゆめぴりか」は単品ブランドとして、従来の米はブレンド米として、また「YES ! Clean認証米」は健康米として位置づけがはっきりしている。稻作経営において品種選びも所得に影響している。

専業農家が多い理由は大規模化していても個人経営で農業をやりたいが全体の90%を占めており家族経営でコスト低減を図っている。そのためか後継者不足があるものの65歳未満の基幹的農業従事者数は68%(H17)と高くなっている。取り組みとしては庄内町と類似している点が多く見られるが技術面においては先進地としての独自の取り組みがあり、それが所得増収につながっている。

長沼町の直売所においては直接店に足を運ばなかったが道内主要都市(札幌・千歳・岩見沢等)が近いことから立地条件は非常に恵まれている。また経営におけるコンセプトも重要視され、総売上等も高い水準に見受けられる。

グリーン・ツーリズム事業においては町・農協等9団体で構成され、農家戸数862戸の内211戸が事業に参加して、都市との交流人口の増加、食育を含めた農作業体験、所得向上等に繋がっている。

以上のような姿勢や取り組みを考慮すると庄内町農業の所得向上、発展のためには次のようなことが考えられる。

- (1) 山形県ブランド米つや姫、庄内町スペシャルこしひかり、従来の米の作付け割合の検討
- (2) 大豆増収へ向けて従来の3~5kgの播種量から8~9kgの密植への取り組みの検討
- (3) 大豆作においてサブソイラーによる天地返しを取り入れた土づくりの推進
- (4) 大豆、麦、稻等ブロックローテーションを含めた輪作体系の推進
- (5) 直売所を利用した6次産業への取り組みへの推進
- (6) 消費者が足を運びたくなるような新鮮で品揃えの多い直売所への取り組み
- (7) 農家、農協、商店等が加わった新たな直売所への模索
- (8) 農家所得向上に向けてのグリーン・ツーリズム事業への取り組み

庄内町の農業は稻作への依存度が高いため土地利用型の畑作やハウス、畑などから採れる農産物直売、グリーン・ツーリズム事業などの取り組みで、更なる所得向上に向けての今後の事業展開や実施において、このたびの視察調査は、十分に参考になるものであった。

[視察調査報告(参考資料)]

視察地 北海道芦別市

1 観察年月日 平成 22 年 10 月 20 日

2 観察の目的

米価の下落により農業生産者は所得の減少を余儀なくされ、さらに後継者問題や農業就労年齢の高齢化、過剰投資など多くの課題を抱えている。今後の農業経営は米作だけにとどまらず、多様にわたり農産物を生産し、販売の促進と拡大に取り組み、農業所得の向上を図る必要がある。このような状況下で全国的にも、また庄内地方でも地元で生産した農産物や、加工食品を直接販売する産地直売所が、周辺の生産者の農業所得の増大に寄与しており、その直売所に立ち寄る旅行客や、季節ごとに地元で出荷される商品を求める多くの買い物客で賑わいをみせている。

農家の主婦数名で産地直売所を立ち上げ、当初は各方面の支援を受けながらも、毎年売上を伸ばしている北海道芦別市の「かあちゃん市」の実態を中心に、隣接する道の駅建物内にある農畜産物加工施設も調査した。

3 観察地の概況

①人口	17,082 人(平成 22 年 9 月 30 日現在)
②世帯数	8,777 世帯(平成 22 年 9 月 30 日現在)
③面積	865.02 km ² (庄内町の約 3.5 倍)
④財政規模	10,464,000 千円 (平成 22 年度一般会計当所予算)
⑤農業現況	農家数 406 戸 農業人口 1,470 人 水田面積 2,510ha 転作面積 629ha 平均反別 5.9ha

「星の降る里」芦別市は北海道のほぼ中央に位置し、周囲に山岳、丘陵を望み市中心部には空知川が流れている。総面積は 865.02 km²を有しているが、森林面積が 88%を占め典型的な中山間地帯である。位置的には、札幌市から 110km、旭川市へ 40km、帯広市へ 140km と北海道の主要都市を結ぶ重要な役割を果たしていたが、近年芦別を経由しない札幌から旭川への新ルートが開通したため、交通量が減少し沿線の商業施設にも影響が出ている。

気候は大陸的で、農耕期間における平均気温は 15.2°C と比較的高く風水害も少ない。

歴史的には、明治 26 年山形県人佐藤伝次郎氏により開墾され、大正 2 年三菱合資会社により石炭の試掘を契機に三井鉱山など操業を開始し、炭鉱の町として最盛期には 75,000 人余りの人口に上ったが、昭和 30 年代半ばからのエネルギー革命により閉山が相次ぎ、今は 17,000 人までに激減している。

現在は、基幹産業である農林業を中心にして、観光事業や産業振興にも力点を置き、北海道特有の大自然と開拓、炭鉱事業の記念遺産や自然に恵まれた観光資源を有効活用して、四季折々のイベントを開催し誘客に力を入れている。

また、農業の振興については芦別市ではこれまで、「担い手の育成・確保」と「農業所得

の向上」を重点対策として、その実現に向かって取り組みを進めてきている。この 2 つはこれからの中別農業における重要課題で、目指すべき方向として位置づけし、中別農業のおかれている「現状や問題・課題」をふまえ、4 つの基本方針を設定し、10 年間(平成 18 年～平成 27 年)の方策を下記のように示している。

芦別農業の「問題と課題」

問題・課題	4 つの基本方針
當農体系に応じた生産体制の確立	1 芦別產品を作る体制を強める 芦別產品を生産する基盤として、土地の利用効率や自然生態系、景観の向上などをふまえながら、農地やその周辺の環境整備を進めていく また、経営の安定とともに、個々の農家の実情に応じた生産体制や労働力を充実し、それぞれの環境で生産性や効率性を高めていく
芦別農業を支える労働者の確保	
少量多品目生産でも評価される芦別產品づくり	2 芦別農業を支える產品を作る 芦別農業の代表作物である振興作物と水稻について、現状での良さを活かしつつ、市場ニーズを踏まえた品種や栽培、出荷に心がけていく また、酪農・畜産についても安全面と品質の双方を向上させていく
道内市場への対応 付加価値の向上や市場価格の底上げ	3 芦別產品のPRと付加価値のアップを進める これまで主流であった道外出荷に加えて、道内での市場拡大を目指す。そのためには、流通、販路の拡大に向けた調査や生産・出荷体制の確立他産地との差別化などで付加価値を向上させていく
芦別農業への関心や理解・意識の共有 他産業との連携や農業分野への参入	4 芦別農業の理解を広め、連携を深める 芦別產品の市内での需要拡大を図るために、芦別農業を広く知つてもらうことにより、より親しんでもらったり利用を図っていく 地産地消(産消協同)「食育」の取り組みを通じた普及や他産業との連携による相互振興などを進めていく

4 取組みの現況

(1) 農産物直売所「かあちゃん市」

地元生産物を地元の消費者に食べて頂きたいという思いから、女性農業者を中心に農産物直売に取り組むようになった。しかし、個別収益でみると直売活動からの所得は少なく、そのため家庭内の理解や地域の協力が難しかったので、規模や年齢にとらわれず、直売活動で一定の所得に繋がるよう、関係機関が一体となり支援した。

ア 設立の経過

- (ア) 平成 8 年郊外にある農協の敷地内にテントを張って始める
- (イ) 平成 13 年まで当初は月 2 回、後半は週 2 回販売
- (ウ) 平成 13 年に八戸市と盛岡市に視察を行ない、その活動内容に刺激を受け農協の紹介で店を新たに開設(市民に定着するまで時間を要し、また、年間 80 万円の家賃支払いも厳しかった)

- (エ) 平成 16 年芦別市道の駅建設に伴い、敷地内に合同の産直市場が 2,000 万円の資金を投じ建設され、「かあちゃん市」は新店舗に移転
(店舗規模は間口 5 間・奥行 3.5 間 17.5 坪 負担金(面積割)270 万円は、積立金と 1 会員 10 万円を負担)

イ 販売商品

- (ア) 開設当初は普及センターの活動の一部として、米加工・お粥などレトルト食品の開発と販売に当る(順調に進まなかった)
(イ) 資金調達のため農産物販売をスタート
(ウ) 農家の出荷は、米・花卉・果物・青物野菜(7 月から)を原則として市内の商品を扱う(芦別以外の商品にはそのことを表示している)
(エ) 仕入れ商品はたまご、パン、季節外の野菜や果物など

ウ 販売売上高

- (ア) かあちゃん市は出荷者からの販売手数料として 2 割の収入
(総売上げ高は平成 16 年 860 万円 平成 21 年約 3,200 万円 年間 254 日営業)
(イ) 売れ残り野菜は生産者が販売員に一任して、翌日は半額、翌々日は処分か無料
(ウ) 個別農家では(多い農家)月メロン 70 万円・花卉 60 万円・青物野菜 20 万円
(年間 200 万円の売上をする生産者もいる)

エ 運営体制

- (ア) 会員 8 名と協力員(納入生産者)54 名で運営
(イ) 店頭販売員は会員から 1 名、パート 1 名で時給 700 円支給
(ウ) 役員報酬は 8 名全員で年額 6 万円支給
(エ) 商品管理はバーコードシステムを導入し、精算と支払い業務を管理
(オ) 事務所は常設ではなく、会計担当と補助者が自宅で処理
(カ) 納入者への支払いは、20%の手数料を差し引き、月末締め翌 10 日振込み
(キ) 建物は建設負担金を支出しているので、地代として 1 日 500 円支払い
(ク) 営業期間は 4 月 1 日から 12 月中旬まで、営業時間は 9 時から 17 時まで

オ 販売高の拡大

- (ア) 生産者の顔が見えるよう、氏名、生産方法を表示し、店内に顔写真を掲示
(イ) 出荷者もどれが売れ筋か勉強し、珍しいものを作って出荷
(ウ) 商品を多く出荷することが売上拡大に繋がり、協力会員になるよう役員が訪問活動を行う
(エ) 売上の拡大には、この直販所にしかない商品の開発と品揃えが重要
(オ) 店員の経験と商品の見切り販売のタイミングや、店内の商品配置、品揃えが売れ行きを左右
(カ) 商品に対する苦情処理は大事で、再来店時に交換などで対応
(キ) 道の駅に出店したことにより、以前は地元のお客が大半を占めたが、現在は半分が市外のお客

カ 栽 培

- (ア) 出荷計画と栽培講習会
(イ) 栽培履歴の記帳推進と農薬使用基準の遵守
(ウ) 防虫ネットを使用した栽培の推進

キ 行政・農協などの支援体制

(ア) 市は活動のPR・活動助成金(産地づくり交付金で対応したが、現在は支給していない)や、新たな販売場所の確保(平成16年現施設)と新店舗建設支援

(イ) 普及センターは運営・栽培技術に関する支援・通信紙の定期発行

(ウ) 農協は施設の貸与や販売活動の協力

(エ) 市民の協力により、福祉バスやディサービス施設のバスが立ち寄る

ク 成果と今後の課題

(ア) 直売活動は、所得確保できる活動として地域に定着

(イ) 農業の第一線から退いたが、地域に住み続けたいという高齢農家の「生き甲斐」プラス「所得確保」の仕組みに繋がる

(ウ) 冬期間も含めた営業期間の延長を要望する声に対応していくため、栽培品目やイベントの開催などを検討中

(2) 農畜産物加工室

観光物産センター内にある加工室では、豆腐、牛乳、飲料、食品加工などの専門的な機械が設備され、地元で生産された農産物を使って農家自らが加工食品を作り、産地直売所や施設内特産品コーナーで販売している。また、一般の人もこの施設で加工体験ができ、多くの利用者が活用している。

加工品の主なものは、豆腐、トマトジュース、蒸とうもろこし、味噌、ジャムなど。

5 考 察

政府の農業政策や経済政策の中で、農業はその都度不安定な状況に置かれてきた。特にわが国農業の基幹である米は、人口の減少と食生活の多様化により米の消費が減少している現状であるが、国際協調のもと輸入が義務付けられ、その対応策として減反により生産調整を行なってきたが、その成果も上がらないまま、ここ近年は米余り現象に歯止めが掛からず、米価の下落に繋がっている。

こうした中、農家所得の減少を補うため、戸別所得補償制度のモデル事業がスタートし、農業政策の新たな転換として、農業所得の向上が期待されている。

一方、農業従事者も国の政策に頼ることなく、自らが「自分の生活は自分で守る」という気概を持ち、収益向上のため意識転換を図り、農産物の生産に取り組む必要がある。

北海道芦別市では、農業所得を確保するため、水稻と高収益作物を組み合わせた複合経営の育成に努めてきた結果、メロン・花卉などの生産が定着した。生産高でみると、第1位が米で農業生産額の約6割を占めており、2位が野菜、以下花卉、生乳、ばれいしょとなっている。(本町の場合は農業産出額の1位が米で約65%、2位の畜産が約25%になり、野菜・花卉などで10%)

このように、芦別市が進めてきた複合経営の成果として、直売所「かあちゃん市」や農畜産物加工室が設立された。

本町農業は、稻作に適した大規模経営を続けられてきた環境にあり、稻作中心の農業から脱しきれなかった一面もあるが、今後農家所得の向上を目指すために、農業を経営感覚で運営し、米以外の売れる農産物の生産拡大と、販路の拡大を図る必要がある。そのためには、産地直売所の拡充と生産物に付加価値を持たせる加工食品施設の整備が必要と思われる。そこで次の事項について、実施に向け検討していく必要がある。

(1) 風車市場について

町からの指定管理者制度を受け運営されているが、経営的にはかなり厳しい状況である。しかし、設立された経緯を踏まえ今後も営業を継続するには、組合員の意識改革を図るとともに、関係各機関がどのような支援と役割を果たすのか早急に検討すべきである。

(2) 農産物・加工食品の生産と販路拡大のために

ア 産地直販売場の店舗数の増大と効率的運営の指導

(ア) 個人店舗や既存施設の活用

(イ) 出荷農家の拡大

(ウ) 出荷者年間 100 万円以上の売り上げ目標

(エ) 産直市場を通じ町への誘客拡大

(オ) 先進地施設を十分参考

イ 売れる農産物生産のため、研究と情報交換の実施

(ア) 各機関との相互連携を図る

(イ) 専門指導員の配置

(ウ) 栽培計画と講習会の実施

ウ 誰でも利用できる農産物加工施設を設置

(ア) 加工機械、器具設備の設置

(イ) 空店舗活用

(ウ) 既存加工業者との共同研究

エ 生産者と消費者が一体となった環境づくり

(ア) 消費者からの声を反映する体制とモニター制度の導入

(イ) 季節商品の予約販売の拡充

(ウ) 直売所の宣伝も含めた機関紙(ちらし)発行

今回の視察において一番印象に残ったのは、直売所を立ち上げてきた役員の皆さんのが自分の仕事として生き生きと明るく行動していたことと、道の駅敷地内に数店の直売所が競い合いながらも、それぞれの特徴と品揃えをしながら店舗を構えていたことであった。

本町において農業所得向上の一環として農産物の生産拡大と販路拡大を図るために、参考にすべきである。

[視察調査報告(参考資料)]

視察地 農林水産省地方提案推進室

1 観察年月日 平成 22 年 10 月 21 日

2 観察の目的

町の基幹産業である農業は稻作を中心として発展してきたが、米の消費低迷、産地間競争の激化、外国産農産物の増加等による価格の下落など、米をめぐる状況は年々厳しさを増している。また、農業者の高齢化、後継者不足、農業生産額の低下により農家数が減少しており、農業生産活動に困難をきたしている。

こうしたなか、農業振興を町の産業振興の柱として位置付けている庄内町の目指す方向を探ると共に、経営の安定のための大きな支えとなっている国の政策を調査することとした。

3 観察地の概況（聞き取り内容）

昨年夏の政権交代により、国の農業振興策が大きく変化した。特に 22 年 3 月に発表された「食料・農業・農村基本計画」には、食料自給率の向上に向けた取組みや、40 年余り続けてきた米の生産調整への反省に立った政策転換の必要性を受け、戸別所得補償制度の導入や 6 次産業化による活力ある農村漁村の再生など、新たな政策が盛り込まれている。

特に戸別所得補償制度は 22 年度からモデル導入となった「米」をはじめとして、23 年度からは「小麦」「大豆」などの畑作物にも拡大が予定されている。

そこで、本町と大きな関わりを持つ「米」を中心とした農業振興策が今後どのようになるのかなど、3 つの柱に基づく 23 年度概算要求予算の内容説明を受け、意見交換を行った。

4 取り組みの現況（各施策の基本的な内容等について）

(1) 国の農業振興の主要施策と今後について

ア 食料・農業・農村基本計画を踏まえた今後の方向性について

（説明：大臣官房政策課）

（ア）食料・農村・農業をめぐる現状

世界人口の増加、中国やインド等での所得水準の向上、バイオ燃料の拡大等により、世界的には食料自給率が低迷し、農産物価格も高い水準で推移すると予想されるなど、食料の安定供給に対する不安が高まっている。また、米価の下落等により、農業所得が大幅に減少し、主業農家の減少など後継者不足が深刻化するなど、農業・農村の疲弊が進んでいる。一方食料自給率向上に向けた関心、国産農産物や農業・農村への関心が高まるなど、農林水産業・農山漁村の潜在力に対する期待が高まっている。

（イ）食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

- a 国家の最も基本的な責務として食料の安定供給を確保する
 - b 食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置付ける
 - c 「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」を明記
 - d 新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開を図る
 - (a) 戸別所得補償制度の導入
 - (b) [品質]、「安心・安全」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換
 - (c) 6次産業化による農山漁村の再生～自ら加工品を造り売っていくことを推進
- (ウ) 食料自給率の目標
- a 食料自給率目標の考え方
 - (a) 世界の穀物等の需給は中長期的にひつ迫基調が見込まれる中、今後の農政にとっては、食料自給率を最大限向上させていくことが必要不可欠である。
 - (b) 平成32年度の食料自給率目標は、国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、供給熱量ベースで50%（生産者ベースで70%）まで引き上げる。
 - b 食料自給率向上に向けた取組み
 - (a) 目標達成のため、生産、消費の両面で重点的な取組みを展開する。
「生産面」
 - ・農地を最大限活用し、米粉用米、飼料用米、大豆等の作付けの拡大
 - ・技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上
 - ・耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保

「消費面」
 - ・朝食欠食の改善による米の消費拡大
 - ・欧風化した食生活への国産農産物の利用拡大
 - ・大豆加工品への国産大豆使用割合の向上
 - ・健康志向の高まりを受けた脂質の摂取抑制
- c 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策
 - (a) 食料の安定供給の確保に関する施策
 - ・食の安全と消費者の信頼の関係
 - ・国産農産物を軸とした食と農の結びつきの強化
 - ・食品産業の持続的な発展と新たな展開
 - ・総合的な食料安全保障の確立
 - (b) 農業の持続的発展のに関する施策
 - ・戸別所得補償制度の導入
 - ・農業・農村の6次産業化等による所得の増大
 - ・意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
 - ・優良農地の確保と有効利用の促進
 - ・農業災害による損失の補てん
 - ・農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し
 - ・農作業安全対策の推進
 - ・持続可能な農業生産を支える取組みの推進

- (c) 農村の振興に関する施策
 - ・農業・農村の6次産業化
 - ・都市と農村の交流等
 - ・都市及びその周辺の地域における農業の振興
 - ・集落機能の持続と地域資源・環境の保全
- (中山間地域等直接支払制度の継続実施、農地・水・環境保全向上対策の継続)
- ・農山漁村活性化ビジョンの策定
- (d) 食料・農業・農村に横断的に関係する施策
 - ・技術・環境政策等の総合的な推進
 - ・「農」を支える多様な連携軸の構築

イ 6次産業の具体的な事例と今後の展開

(説明：総合食料局 食品産業企画課)

農業の持続的発展に関する施策として農業・農村の6次産業化等による所得の増大策、また、農村の振興に関する施策でも農業・農村の6次産業化の推進に力をいれていくこととして、23年度事業の概算要求に「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」費用が盛り込まれている。

この背景には農業を取り巻く厳しい現状があるが、国内食品マーケットは平成7年度と17年度を比較すると、80.4兆円から73.6兆円に落ち込んでおり、農業産出額では、平成2年度と18年度との比較で、11.5兆円から3割減の8.3兆円に落ち込んでいる。これに比例するかのように農業所得の低下も著しく進んでおり、平成2年と17年度での比較でも、半減の3.4兆円となっている。

そこで、様々な地域資源を活用し、生産・加工・流通(販売)の一体化による付加価値の拡大を図るなど、地域の再生・活性化のために6次産業化の推進が検討されている。

(ア) 農林漁業者の加工・販売への取組みの課題と対応の方向

「やる気があるが、ノウハウがない。支援措置・機関はあるらしいが、誰に相談すればいいのかわからない。新たな投資にはリスクがある。どうすれば売れる商品が作れるのか。ブランド化ができるのか。」など、農林漁家の悩みに対応するサポート体制が不可欠であるとの考え方で、支援方法を考えている。

- a 総合的なサポートを行う人材・体制の確保(サポート人材の確保・活動等)
- b 積極的なチャレンジを促すきっかけ、環境づくり(交流会、技術研修等)
- c 農林漁業者等の取組みに係る直接支援(新商品開発や販路開拓、施設整備等への支援)

(2) 戸別所得補償、余剰米と減反政策について (別紙参考資料1, 2, 3参照)

ア 戸別所得補償制度による稻作農家の今後の展望

(説明：大臣官房所得補償制度推進チーム)

(ア) 農業者戸別補償制度について

- a 目的

この制度は、販売価格が生産費を恒常に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に始まった事業である。

b 対象作物

- (a) 戸別所得補償交付金（22年度は米のみのモデル事業）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね（7品目）

- (b) 水田活用の所得補償交付金（22年度は水田利活用自給力向上事業）

水田作の麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS用稻、そば、なたね、加工用米を戦力作物とし、これ以外の地域特産物については都道府県の判断で対象に加えることが可能

c 対象となる農業者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」「集落営農」

d 支援内容

- (a) 米の所得補償交付金

・交付単価 1.5万円／10a（全国一律）

- (b) 畑作物の所得補償交付金

・数量払いと面積払いを併用する

(例) 大豆：数量払いの交付単価 11,430円／60kg

面積払いの交付単価 2.0万円／10a（當農継続支払）

全国平均单収 203kgに換算すると、交付額は 39,000円

- (c) 水田活用の所得補償交付金

・戦略作物の交付単価	麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
	米粉用、飼料用米、WCS用稻	8.0万円／10a
	そば、なたね、加工用米	2.0万円／10a

・二毛作助成 1.5万円／10a

・耕畜連携事業 1.3万円／10a

・22年度激変緩和措置の扱い

22年度に実施した激変緩和調整枠 260億円を発展的に解消し、その他作物への助成 204億円と一体化し「産地資金」を創設。予算枠は 430億円

(d) 米価変動補てん交付金

22年度モデル事業での「変動部分」については、米の所得補償交付金の所得補償を補完するものとして、名称を変え引き続き措置する。内容はモデル事業と同じ。

e 加算措置

品質加算、再利用加算、集落営農の法人化加算、緑肥輪作加算などの各加算措置を実施予定

f 中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策の拡充

(a) 中山間地域等直接支払制度

これまでの制度を維持し、条件不利地域などでは適用を拡大

(b) 農地・水・環境保全向上対策の見直し

環境保全型農業支援を切り離すとともに、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿化対策を強化

(c) 環境保全型農業支払について

地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、直接支援を行う「環境保全型農業支払」を開始

イ 余剰米と減反政策、水田の小規模所有者の離農対策等について

(説明：総合食料局 計画課)

(説明：生産局 農業生産支援課)

22年10月20日付で農家・農業関係者に対し農林水産省から、22年産米の概算金をめぐる状況等について理解協力を求める文書が提出された。この内容をみると次のような情勢判断、政策判断を伺い知ることができる。

(ア) 余剰米対策について

昨年実施したような過剰分を市場から分離する対策は講じないとの見解である。その理由として、①概算金はあくまでも内金であり、販売状況を見ながら追加払いする可能性がある。②概算金を堅めに設定している。③米の戸別所得モデル事業により、定額分と変動分を合わせれば、仮に米価が下がったとしても、稲作農家の経営が守られる。④米の備蓄運営については、23年度から棚上げ備蓄に見直すことを予算要求しており、実現した場合、政府米が主食用として市場に出回らず、一定の需給効果がある、などを挙げている。

(イ) 減反政策、小規模農家の離農対策について

農業者戸別補償制度を23年度から米以外の作物にも拡充予定であり、継続的に参加者が増加すれば結果として需給均衡が図られ、自給率の向上に繋がると考えている。但し、小規模農家の離農対策は、農家経営の効率化の面では相反する部分もあり、見解を聞くことはできなかった。

(3) 地球温暖化に係る農業との関係について

(説明：大臣官房環境バイオマス政策課)

(生産局 農業環境対策課)

ア 地球温暖化と稲作との関係

(ア) 国産バイオ燃料の生産拡大の必要性の背景

人口の減少・高齢化による農産物の消費の減少、担い手不足による耕作放棄地の増加といった問題に直面しており、これまでの食料・飼料用以外にエネルギー原材料の生産用としても耕地を使用し、問題の解決に努める。

(イ) 国産バイオ燃料生産拡大の必要性の効果

バイオ燃料の生産は、食料・農業、エネルギー、環境の3つの面で利点がある。

イ バイオ燃料取組みの推進

平成14年12月にバイオマスの利活用を政府一体となって進めるため、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定（関係7府省）した。さらに、18年3月に「バイオマス

タウン構築の加速化」「バイオ燃料の利用促進」の観点から総合戦略を見直している。19年度からは「バイオ燃料利用モデル事業」を全国各地で実施している。

5 考 察

視察地の概況（聞き取り内容）で前述したように、昨年夏の政権交代により、国の農業振興策が大きく変化した。特に22年3月に発表された「食料・農業・農村基本計画」には、食料自給率の向上に向けた取組みや、40年余り続けてきた米の生産調整への反省に立った政策転換の必要性を受け、戸別所得補償制度の導入や6次産業化による活力ある農村漁村の再生など、新たな政策が盛り込まれている。また、8月末に示された23年度農林水産省の骨子案では、戸別所得補償制度の本格実施も明らかになり、関連対策を含めた予算総額では9,100億円の概算要求が示された。

特に戸別所得補償制度は22年度からモデル導入となった「米」をはじめとして、23年度からは「小麦」「大豆」などの畑作物にも拡大が予定されていることは、本町にも大きな関わりを持つことであり、別紙資料にもあるように、対象作物ごとの助成額、交付金単価総括表等を精査し、農家の所得向上に繋がる作付け誘導策を講じる必要がある。さらに、農業の6次産業化に向けた多くの施策の活用として、サポート人材の確保等への支援策、新商品開発や販路開拓、施設整備等への直接支援制度は早急に検討すべきである。

また、2010年産米の概算金は、主力品種の「はえぬき」で昨年比3,300円減の9,000円に下落するなど、農家経営を直撃している。国では、新制度導入の影響を否定しているが、近年にない大幅下落の要因が、過剰米のみでないことは明らかであり、戸別所得補償制度では支えきれないとの懸念もある。食料安全保障の観点に立った需給対策、過剰米対策を講じるとともに、農家所得の向上と経営の安定に繋がる米価安定対策を求めていく必要がある。

一方喫緊の課題である、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）などの自由貿易協定（FTA）問題は、農水省試算でも食料自給率は目標の50%から14%まで下がってしまい、農業打撃額は実に4兆1,000億円に達するとの見方が示されるなど、農業に壊滅的な打撃を与えるとの指摘もある。農業が壊滅すれば、農業・農村が持つ多面的機能が失われ、8兆円と評価される農村の多面的機能のうち3兆7,000億円分が失われるとの試算も示されており、仮に日本がTPPに参加しなかった場合、輸出額が8兆6,000億円、国内生産が20兆7,000億円減るとの経済産業省の試算が示されるなか、難しい判断が求められているといえる。

戸別所得補償制度に加入した農家の対象作物ごとの助成額

(単位: 10a当たり)

△23年度概算要求資料

(附表1)

戸別所得補償 交付金		水田				畑				畜			
主食用米	小麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	加工用米	大豆	てん菜	でん粉	原料用 ばれいしょ	飼料料金出 支手当	畜産金出 支手当	畜産金出 支手当
水田活用 35千円											11.5千円	3.5千円	
水田活用 80千円													
水田活用 80千円													
水田活用 20千円													
水田活用 20千円													
水田活用 20千円													
水田活用 20千円													
所得補償 平均 44千円													
所得補償 平均 39千円													
所得補償 平均 44千円													
所得補償 平均 40千円													
所得補償 平均 52千円													

中山間地域等直接
支払制度 ※1
環境保全型農業
支払 ※2
農地・水保全管理
支払 ※3

※1 地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用。

※2 地方と国が同額負担した場合の単価。

※3 地方負担を含む単価。日常管理+長寿命化に取り組んだ場合の単価。()内は北海道の場合。

戸別所得補償交付金等交付単価総括表

△23年度概算要求資料△

		戸別所得補償交付金		計算書面				中山間地域等直接支払		農地・水保全管理支払①※4		中山間	
		米・畑作物の所得補償 基本単価 (数量基)	水田活用の 所得補償 左の面積 換算②	再生利用(5年間)		集落宮殿 法人化 (1年間) ⑥	綠肥耕作 ⑦※1	急傾斜 ⑧	緩傾斜 ⑨	環境保全型 農業支払⑩ ※3	③+④	平地	中山間 ③+⑤+⑧
		田	畠	平地④	条件不利地 ⑤								
麦	田	6,360 円/60kg	44	35	78	10	20	—	21	8	(8)	8.8 (6.8)	89 120
	畠	6,360 円/60kg	44	—	—	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	64 85.5
大豆	田	11,430 円/60kg	39	35	74	10	20	—	21	8	(8)	8.8 (6.8)	84 115
	畠	11,430 円/60kg	39	—	—	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	59 80.5
てん菜	田	6,410 円/t	40	—	—	—	—	(10)	11.5	3.5	(8)	8.8 (6.8)	84 115
	畠	—	—	—	—	—	—	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	59 80.5
でん粉原料用 ばれいしょ	田	11,600 円/t	52	—	—	—	—	(10)	11.5	3.5	(8)	1.8 (6.8)	40 51.5
	畠	—	—	80	80	—	—	—	21	8	(8)	8.8 (6.8)	52 63.5
米粉用米・飼 料用米	田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.8 (6.8)	80 101
	畠	—	15	—	—	—	—	—	21	8	(8)	8.8 (6.8)	15 36

※1:対象作物の作付を1年休んで綠肥(休閑綠肥)を導入する場合の単価。

※2:地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用。

※3:地方が国と同額負担した場合の単価。
※4:地方負担を含む単価。日常管理十長寿命化に取り組んだ場合の単価。下段()内は北海道の場合。

(参考2)

米と転作作物における所得比較 (10a当たりのイヌードル)

(単位:千円/10a)

	販売収入 (流通経費除く)	販売収入 (流通行賃除く) 戸別所得 補償交付金	収入合計			経営費 (副産物価格 引)	所得 ③-④
			②	うち 畑作物	うち 水田活用	③=①+②	④
小麦(田)	12	79	44	35	91	45	46
大豆(田)	21	74	39	35	95	42	53
米粉用米	42	25	80	—	80	105	62
飼料用米	20	9	80	—	80	89	62
わら利用の場合 (耕畜連携助成含む)	20	9	93	—	93	102	62
加工用米			65	20	—	20	85
主食用米	需給調整参加	106	15	—	—	121	80
	需給調整非参加	106	—	—	—	106	80
						26	

注1)販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg:現物弁済米の米粉用への販売価格)、飼料用米31円/kg(政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格)に応じた全農スキームの販売価格)、加工用米9,335円/60kg(平成19年の全農販売価格)を用いて算定。

注2)単収は、米粉用米530kg/10a(水稻の平年单収)、飼料用米650kg(先駆的取組である山形県逆佐町で使用されている品種「ふくひびき」)の試験成績(粗玄米重703kg/10a)と18、19の取組事例の平均値600kg/10aを勘案)を用いて計算。

注3)流通経費は、米粉用米・加工用米2,000円/60kg(全農事例)から計算。

注4)主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査(全階層平均、主産地)。

注5)面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、加工用米、主食用米は19年生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米、加工用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除(山形県逆佐町の事例でも同様の考え方で計算)。

(参拝3)